

解体工事の入札参加資格要件等の取扱いについて

2016年（平成28年）6月1日施行の建設業法の改正により、建設業許可の業種区分（建設工事の種類）に解体工事が新設されました。現在は、経過措置により解体工事又は経過措置対象のとび・土工・コンクリート工事で解体工事を行えますが、2019年（平成31年）6月1日以降、建設業許可を要する解体工事については、解体工事業の許可を有していないと施工することができなくなります。

○次回入札指名資格更新について

令和4～6年度入札参加資格審査申請は、2022年（令和4年）4月の受付を予定しております。

注意事項

- ・解体工事への入札参加を希望される方は、「解体工事業」の建設業許可を取得し「解体工事業」の経営事項審査を受けてください。
- ・「解体工事業」を希望業種として登録されていない場合、入札に参加できなくなりますので、次回入札指名資格更新時に登録をお願いします。

お問い合わせ

鳥羽志勢広域連合 総務課

〒517-0214 志摩市磯部町迫間 22 番地

電話番号：0599-56-1030

F A X：0599-56-1023